

金城学院大学利益相反マネジメント委員会規程

(2010年11月15日制定)

最終改正 2023年3月6日

(目的)

第1条 この規程は、金城学院大学利益相反ポリシーに基づき、金城学院大学利益相反マネジメント委員会（以下「本委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(業務)

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 利益相反自己申告書（以下「自己申告書」という。）の審査
- (2) 審査に基づく改善指導、是正勧告等
- (3) 利益相反に関する助言及び指導
- (4) 利益相反に関する広報等の啓発活動
- (5) そのほか、利益相反に関する事項

(自己申告書の審査)

第3条 本委員会は、本学の専任教員、特別契約教員、短期契約外国語教員、助教及び看護学部助手（以下「教員等」という。）の利益相反に関して審査する。

2 委員会は、申告者に対して審査の結果を通知し、必要な場合は改善指導等を行う。

3 教員等は、委員会の審査結果に不服がある場合は、申し出により委員会に再審査を求めることができる。再審査の結果についてなお不服の申し出があるときは、学長が最終判断を行う。

(本委員会の構成)

第4条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する教員等 4名
- (2) 学長が指名する学外者 若干名

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1期2年とする。ただし、重任を妨げない。

2 前条の委員が欠けたとき、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 本委員会に委員長を置く。

2 委員長は、第4条第1号のうちから学長が指名する。

3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第7条 本委員会は、委員会構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 本委員会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

3 本委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員会構成員以外の者の陪席を求め、その意見を聴くことができる。

(所掌事務)

第8条 本委員会に関する事務は、総務課がこれを行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則 (2010年11月15日常任理事会)

この規程は、2010年11月15日から施行する。

附 則（2022年2月14日常任理事会）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2023年3月6日常任理事会）

この規程は、2023年4月1日から施行する。